

## 第1回 伏見出張所管内河川レンジャー運営会議

< 淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領・同解説 >

平成16年12月10日

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

淀川管内河川レンジャー（試行）運営要領

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第4条）
- 第2章 淀川管内河川レンジャー（第5条 - 第21条）
- 第3章 淀川管内河川レンジャー検討懇談会（第22条 - 第27条）
- 第4章 河川レンジャー運営会議（第28条 - 第33条）
- 第5章 河川レンジャー会議（第34条 - 第38条）
- 第6章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この運営要領は、淀川河川事務所管内において淀川管内河川レンジャー活動をする河川レンジャーの運営について定めるものである。

（河川レンジャーを運営する組織）

第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。

- （1）淀川管内河川レンジャー検討懇談会（以下「懇談会」という。）
  - （2）河川レンジャー運営会議（以下「運営会議」という。）
  - （3）河川レンジャー会議
- 2 前条各号に掲げる組織間の関係は、淀川管内河川レンジャー機構図（別紙 - 1）に示すとおりとする。
- 3 第1項第2号に規定する運営会議は、出張所ごとに設置するものとする。
- 4 前項の規定により設置した運営会議の名称は、「管内河川レンジャー運営会議」とし、「 」には出張所名称を記載するものとする。

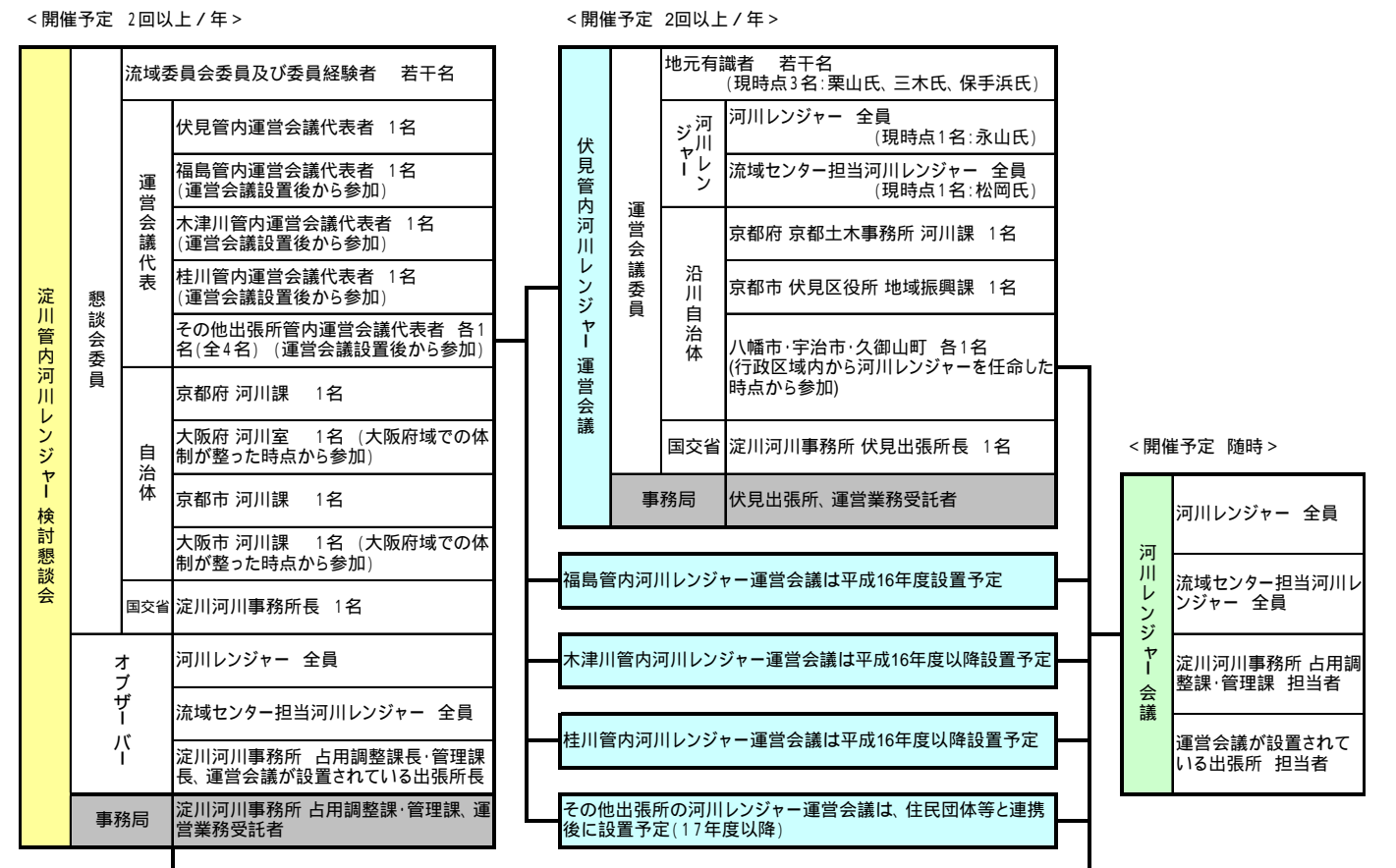
河川レンジャーの名称は、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会までの意見を踏まえ、暫定的に河川レンジャーを用いるものとし、淀川河川事務所管内で活動する河川レンジャーを淀川管内河川レンジャーの名称で呼ぶこととしました。

< 第1条 >

平成15年度から設置した「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」での検討内容を踏まえ、淀川管内全域で検討を進める河川レンジャーについて、運営方法等を設定しました。

< 第2条 >

河川レンジャーを運営する組織の機構図（別紙 - 1）は次のとおりです。



本 文	解 説
<p>5 淀川河川事務所長（以下「事務所長」という。）は、第3項の規定に基づき運営会議を設置するに当たっては、「管内河川レンジャー運営会議運営要領」（以下「運営会議運営要領」という。）を別途定めるものとする。</p>	<p>&lt; 第2条第5項 &gt; 出張所の特性に応じた運営要領とするため、次の項目の細則を「運営会議運営要領」で定めることとしました。 （1）出張所管内における河川レンジャーの構成 （2）河川レンジャーの活動拠点 （3）河川レンジャーの定員 （4）河川レンジャーの身分 （5）河川レンジャーの報酬等 （6）運営会議の構成</p>
<p>（淀川管内河川レンジャー運営業務） 第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号に規定する組織を運営するために「淀川管内河川レンジャー運営業務」（以下「運営業務」という。）の委託契約を行うものとする。</p>	<p>&lt; 第3条 &gt; 平成15年度の「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会運営業務」に引き続き、平成16年度も「財団法人 河川環境管理財団 大阪事務所」と委託契約を行いました。</p>
<p>（経費の負担） 第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。 （1）淀川管内河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用 （2）懇談会、運営会議及び河川レンジャー会議の開催運営費用</p>	<p>&lt; 第4条 &gt; 淀川河川事務所は、河川レンジャー活動を円滑に進めるため、経費等の支援を行います。</p>
<p><b>第2章 淀川管内河川レンジャー</b></p> <p>（河川レンジャーの構成） 第5条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる者をもって構成する。 （1）河川レンジャー （2）流域センター担当河川レンジャー（以下「センター河川レンジャー」という。） 2 河川レンジャーは個人または団体とし、センター河川レンジャーは個人とする。</p> <p>3 団体を河川レンジャーに任命する場合は、団体において河川レンジャーとなる者を特定するものとする。</p>	<p>&lt; 第5条 &gt; 河川レンジャーの構成は、平成15年度の「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」での検討結果を踏まえて設定しました。</p> <p>&lt; 第5条第2項 &gt; 河川レンジャーは、個人を想定していますが、第6条で示す役割を果たすことができる人材によって構成された団体等の参画も考えられることから、団体についても河川レンジャーとして任命できることとしました。</p> <p>&lt; 第5条第3項 &gt; 団体を河川レンジャーとする場合は、団体として第6条で示す役割を果たす者を明確にするため、個人を特定するものとした。</p>

本文	解説
<p>(淀川管内河川レンジャーの役割)</p> <p>第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に介在して、防災学習や水防活動等の防災を推進する活動、河川に係わる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担うものとする。</p> <p>2 センター河川レンジャーは、前項に規定する役割のほか、所属する運営会議の河川レンジャーとの連絡調整を行うとともに、河川レンジャー会議に関する事務を担うものとする。</p>	<p>&lt;第6条&gt;</p> <p>淀川管内河川レンジャーの役割は、近畿地方整備局が発表した「河川整備計画基礎案」で位置付けている役割を基本として、淀川水系流域委員会から提案（河川整備計画基礎原案に対する意見書 住民参加部会参考意見）および第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を反映して設定しました。</p> <p>&lt;第6条第2項&gt;</p> <p>センター河川レンジャーは、同一の運営会議に所属する河川レンジャーのとりまとめ役としての役割を担うとともに、他の運営会議の河川レンジャーとの交流・連携を積極的に図ることを想定しています。</p>
<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)</p> <p>第7条 河川レンジャーの活動範囲は、原則として、所属する運営会議が管轄する範囲とする。</p> <p>2 センター河川レンジャーの活動範囲は、原則として、淀川河川事務所管内全域とする。</p> <p>3 淀川管内河川レンジャーの活動拠点は、第2条第5項の規定により事務所長が別途定める運営会議運営要領に規定する場所及び施設とする。</p>	<p>&lt;第7条&gt;</p> <p>河川レンジャーは、出張所ごとに設置する運営会議において任命するため、活動範囲についても、原則として、所属する運営会議が管轄する範囲に限定しました。</p> <p>&lt;第7条第2項&gt;</p> <p>センター河川レンジャーは、他の運営会議の河川レンジャーとの交流・連携を積極的に図ることも役割としているため、活動範囲は、淀川河川事務所管内全域としました。</p> <p>&lt;第7条第3項&gt;</p> <p>河川レンジャーの活動拠点は、流域センターとしての利用を想定している既存施設を試行的に活用することとし、具体の場所及び施設は、運営会議運営要領で規定することとしました。</p>
<p>(河川レンジャーの定員)</p> <p>第8条 河川レンジャーおよびセンター河川レンジャーの定員は若干名とし、出張所ごとにセンター河川レンジャーを置く。なお、運営会議の議決に基づき変更することができるものとする。</p>	<p>&lt;第8条&gt;</p> <p>河川レンジャーの定員は、当面の期間は、試行的に活動を進めるため、若干名としました。センター河川レンジャーは、第6条第2項で示した役割を果たすため、出張所ごとに必ず配置することとし、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、定員を若干名としました。</p>
<p>(河川レンジャーの任命基準)</p> <p>第9条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>(1) 河川レンジャーが個人である場合は、満18歳以上の者であること。</p> <p>(2) 河川レンジャーが団体である場合は、満18歳以上の者によって構成される団体であること。</p> <p>(3) 地域固有の情報や知識に精通している者または団体であること。</p> <p>(4) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまない者または団体であること。</p> <p>(5) 河川レンジャー講座を受講した者または団体であること。ただし、河川レンジャーが団体である場合は、団体からの推薦を受けた者が受講するものとする。</p>	<p>&lt;第9条&gt;</p> <p>河川レンジャーの任命基準は、淀川水系流域委員会からの提案（河川整備計画基礎原案に対する意見書 住民参加部会参考意見）および第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を反映して設定しました。</p> <p>また、団体については、個人の場合の任命基準に準拠することとしました。</p> <p>河川レンジャー講座は、「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」において、講座内容等の基本的事項を設定した後に開催します。なお、河川レンジャー講座を開催するまでの期間は、河川レンジャーになれるよう自己研鑽に励むことを任命基準とします。</p>

本文

解説

- 2 淀川管内河川レンジャーは、前項各号に掲げる条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。
- (1) 解説、通訳、啓発に関する技術（インタープリテーション技術）
  - (2) コーディネートに関する知識と技術
  - (3) 緊急時対応に関する知識
  - (4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識
  - (5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験
  - (6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
  - (7) 郷土史への精通
  - (8) 豊富な川や水に関する知識や実務経験
  - (9) 川の指導者（初・中・上級）としての経験
  - (10) 自然観察指導員の資格
  - (11) 救急・救命法受講の経験

< 第9条第2項 >

淀川水系流域委員会から提案（河川整備計画基礎原案に対する意見書 住民参加部会参考意見）されている河川レンジャーの望ましい条件は、試行的に河川レンジャーを任命して検討を進める現時点において、任命基準として設定することは若干障害となることが予想されるため、有することが望ましい技能として位置付けました。

（河川レンジャーの活動内容）

第10条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画基礎案で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民等との間に介在して、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 防災・救援・救難の推進を図る活動  
自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進
- (2) 河川の環境保全を図る活動
  - イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進
  - ロ 河川環境のモニタリング
  - ハ 水質改善のための啓発活動
- (3) 河川の適正な利用の推進を図る活動
  - イ 河川利用者への安全指導
  - ロ 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習
- (4) 節水意識の普及・啓発活動
- (5) 日常的な河川管理活動  
河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進
- (6) 河川行政と地域・住民・住民団体とのコーディネートを図る活動
- (7) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動
- (8) 川の人材を育成する活動
- (9) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

< 第10条 >

第6条で示した役割を果たす活動として、淀川水系流域委員会から提案（河川整備計画基礎原案に対する意見書 住民参加部会参考意見）されている活動を参考として、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、比較的取り組み易いと思われる活動を設定しました。

本文	解説
<p>2 河川レンジャーは、活動を通して、第1項に掲げる活動のほか、河川レンジャーとしてふさわしい活動を運営会議に提案することが出来る。</p> <p>3 センター河川レンジャーは、第1項に掲げる活動のほか、総括的活動及び他の河川レンジャーの活動支援を行うものとする。</p> <p>4 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。</p>	<p>&lt;第10条第2項&gt; 地域の特性に応じたある程度の自由な河川レンジャー活動を許容することを目的として設けました。</p> <p>&lt;第10条第3項&gt; センター河川レンジャーは、第6条第2項に示した役割を果たすため、センター河川レンジャーとしての活動を明文化しました。</p> <p>&lt;第10条第4項&gt; 河川レンジャーの活動は、河川管理活動を支援する公的性質を有することから、特定の個人や団体を支援する活動等を禁じる条文を設けました。</p>
<p>(河川レンジャーの候補者の選定)</p> <p>第11条 河川レンジャーの候補者または候補団体(以下「候補者」という。)の選定は、地元行政機関、自治会および河川管理者からの推薦を受けた者の中から、河川レンジャー選定機関(仮称)が、第9条第1項及び第2項に規定する任命基準に基づいて行うものとする。</p> <p>2 河川レンジャー選定機関(仮称)は、前項の規定により候補者を選定したときは、運営会議に提案するものとする。</p> <p>3 事務所長は、第1項に規定する河川レンジャー選定機関(仮称)が設置されていないときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、候補者の選定を行い、運営会議に提案するものとする。</p>	<p>&lt;第11条&gt; 河川レンジャーの候補者または候補団体を広範にわたり公平に選定する方法として設定しました。</p> <p>なお、河川管理者による公募は、河川レンジャーについて一般の方に一定の認識が得られた段階で実施することとし、今回の運営要領では規定しませんでした。</p> <p>&lt;第11条第3項&gt; 河川レンジャー選定機関(仮称)は、今後、組織等の詳細な検討を進め、河川レンジャーについて一般の方に一定の認識が得られた段階で設置に向けて取り組むこととしました。</p> <p>そのため、河川レンジャー選定機関(仮称)を設置するまでの期間は、暫定的に河川管理者が候補者を選定することとしました。</p>
<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第12条 運営会議は、前条第2項又は第3項の規定により候補者の提案を受けたときは、審議し、その候補者が河川レンジャーとしてふさわしい者または団体であると認めるときは、その候補者を事務所長に対して推薦するものとする。</p> <p>2 事務所長は、前項の推薦を受けたときは、その候補者が河川レンジャーとしてふさわしい者または団体であると認めるときは、承認するものとする。</p> <p>3 運営会議は、前項の承認後に、その候補者を河川レンジャーとして任命するものとする。</p> <p>4 運営会議は、前項の任命を行ったときは、懇談会に報告するものとする。</p>	<p>&lt;第12条第1・3項&gt; 地域での河川レンジャーの運営を担う河川レンジャー運営会議を、河川レンジャーの審議・任命機関として設定しました。</p> <p>&lt;第12条第2項&gt; 河川レンジャーは、淀川河川事務所管内において、河川に係わる活動を行うため、淀川管内の管理責任者である事務所長が承認することとしました。</p> <p>&lt;第12条第4項&gt; 河川レンジャーは、運営会議が地域毎に任命するため、淀川管内全域の河川レンジャーについて検討を行う「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」に対して、運営会議から報告することにしました。</p>

本 文	解 説
<p>(河川レンジャーの解任)</p> <p>第13条 運営会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1) 活動の意志がないと認められるとき。</p> <p>(2) 本人がやめる意志を示したとき。</p> <p>(3) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき。</p> <p>(4) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(5) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びそれら紛らわしい行為を行ったとき。</p> <p>(6) その他この運営要領に違反したと認められるとき。</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認めるときは、解任のための提案を承認するものとする。</p> <p>3 運営会議は、前項の承認後に、当該河川レンジャーを解任するものとする。</p> <p>4 運営会議は、前項の解任を行ったときは、懇談会に報告するものとする。</p> <p>5 運営会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>&lt;第13条第1・3項&gt;</p> <p>河川レンジャーは、自己の意志により、公的性質を有する活動を行うため、第13条第1項各号に掲げた内容に該当するときは、その活動に支障が生じると考えられます。</p> <p>従って、河川レンジャーの審議・任命機関である運営会議は、河川レンジャーの解任提案・解任を行う機関としても機能するように設定しました。</p> <p>&lt;第13条第2項&gt;</p> <p>河川レンジャーは、淀川河川事務所管内において、河川に係わる活動を行うため、淀川管内の管理責任者である事務所長が承認することとしました。</p> <p>&lt;第13条第4項&gt;</p> <p>河川レンジャーの任命時と同様に、「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」に対して、運営会議から報告することにしました。</p> <p>&lt;第13条第5項&gt;</p> <p>一方的な河川レンジャーの解任を防止するため、この条文を設けました。</p>
<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第14条 河川レンジャー及びセンター河川レンジャーの任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>2 前項ただし書きによる再任を行うに当たっては、第12条第1項の運営会議の推薦を経て、同条第2項の事務所長の承認を得たのち、同条第3項の任命を行うものとする。</p>	<p>&lt;第14条&gt;</p> <p>河川レンジャーには、継続的な活動が求められるため、任期を2年としました。さらに、長期にわたる活動を考慮し、再任を認めることとしました。</p> <p>&lt;第14条第2項&gt;</p> <p>再任を行う場合は、任命時と同様に、運営会議において、河川レンジャーの審議を行い、運営会議の推薦および事務所長の承認を経たのち、運営会議にて再任することとしました。</p>
<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p> <p>第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画を作成し、事務所長に提出するものとする。</p> <p>2 事務所長は、前項の年間活動計画を運営会議に報告するものとする。</p> <p>3 運営会議は、前項の規定により報告を受けた年間活動計画の内容を審議し、年間活動計画を決定するものとする。</p> <p>4 河川レンジャーは、第1項の規定により作成した年間活動計画を必要に応じて変更することができるものとする。この場合においては、第2項及び第3項の規定は準用する。</p>	<p>&lt;第15条第1・2・3項&gt;</p> <p>河川レンジャーは、自己の意志で活動を行い、比較的穏便で危険を伴わない範囲の河川管理上の役割を担うため、河川レンジャー自身で年間活動計画を作成し、淀川管内の管理責任者である事務所長へ提出したのち、運営会議の審議を受け、成案として決定することとしました。</p> <p>&lt;第15条第4項&gt;</p> <p>河川レンジャーの活動は、活動の進捗に伴い、適宜、活動計画を修正することが必要であると考えられることから、年間活動計画の変更を認める条文を設けました。</p> <p>また、河川レンジャーは、年間活動計画に基づいて活動を行うことから、運営会議の決定を得ずに活動計画を変更することを禁じました。</p>

本 文	解 説
<p>(活動報告)</p> <p>第16条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等を懇談会及び運営会議に報告しなければならない。</p> <p>2 河川レンジャーは、活動日誌を第3条に規定する運営業務の受託者(以下「運営業務受託者」という。)に提出するものとする。</p>	<p>&lt;第16条&gt;</p> <p>河川レンジャーの活動は、公的性質を有し、また、現時点においては、制度化を目指した試行活動であることから、河川レンジャーについて検討を行う懇談会及び運営会議に報告することを義務付けました。</p> <p>&lt;第16条第2項&gt;</p> <p>河川レンジャーの活動状況の把握や懇談会及び運営会議に提出する報告資料の作成のため、事務局である運営業務受託者へ活動日誌を提出することを義務付けました。</p>
<p>(河川レンジャーの身分)</p> <p>第17条 河川レンジャーの身分は、原則として、運営業務の非常勤の委託業務職員または団体とする。ただし、淀川河川事務所が委託する別の業務の委託職員が河川レンジャーを兼務するときは、別の業務の委託業務職員の身分のまま兼務できるものとする。</p>	<p>&lt;第17条&gt;</p> <p>河川レンジャーは、河川管理を側面から支援しようとするものであり、現時点において、専従者として任命することも考えられないことから、管理責任者である事務所長が委託契約を行う運営業務の非常勤委託業務職員または団体という身分を設定しました。</p> <p>また、松岡センター河川レンジャーのように、別の委託契約を行っている業務(三栖閘門管理業務)の委託職員(三栖閘門資料館管理員)である場合は、その身分のままで河川レンジャーを兼務することとしました。</p>
<p>(河川レンジャーの報酬)</p> <p>第18条 河川レンジャーの報酬は、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対し支給するものとし、運営会議運営要領で定める。</p>	<p>&lt;第18条&gt;</p> <p>河川レンジャーの報酬は、活動内容及び勤務形態に応じて支給するものとし、報酬額については、運営会議運営要領で規定しました。</p> <p>また、活動に必要な経費等については、第4条に規定したとおり、事務所長が実費負担することとしました。</p>
<p>(経費及び報酬の支払い)</p> <p>第19条 第4条第1項に規定する経費及び前条第1項に規定する報酬は、運営業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、運営業務受託者が指定する様式に必要な事項を記載して、運営業務受託者に請求するものとする。</p>	<p>&lt;第19条第1・2項&gt;</p> <p>河川レンジャーは、第17条に規定した河川レンジャーの身分より、運営業務の非常勤の委託業務職員であることから、経費及び報酬は、運営業務受託者から受領するものとなりました。</p>
<p>(保険の加入)</p> <p>第20条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動及び第15条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした障害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の障害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、運営業務受託者が責任を持って行わなければならない。</p>	<p>&lt;第20条第1・2項&gt;</p> <p>河川レンジャーの活動は、河川を活動場所として、多数の参加者とともに活動する機会が多いと思われることから、予期せぬ事故等の発生が十分に考えられます。</p> <p>第21条で規定しているとおり、河川レンジャー活動における事故の責任は、運営業務受託者が負うものとしていることから、本条を規定しました。</p>
<p>(事故の責任)</p> <p>第21条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動及び第15条第3項の規定により運営会議で決定された年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、運営業務受託者が負うものとする。</p>	<p>&lt;第21条&gt;</p> <p>運営業務受託者は、第17条に規定した河川レンジャーの身分より、運営業務の非常勤の委託業務職員であることから、年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任を有しています。</p>



本 文	解 説
<p><b>第3章 淀川管内河川レンジャー検討懇談会</b></p> <p>(懇談会の役割)</p> <p>第22条 懇談会は、運営会議及び懇談会事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する討議を行うとともに、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方及び役割等について提言を行う。</p>	<p>&lt;第22条&gt;</p> <p>平成15年度に設置した「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」は、宇治川周辺において、試行活動を実践しながら、河川レンジャーの活動内容や役割等について、幅広い観点からの意見を反映した検討を行うために設置しました。</p> <p>「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」は、その検討範囲を淀川管内全域に広げ、引き続き、本条に示した内容について、検討を行うことを目的としています。</p>
<p>(懇談会の構成)</p> <p>第23条 懇談会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <p>(1) 淀川水系流域委員会委員 及び委員経験者 若干名</p> <p>(2) 運営会議代表者 最大8名(運営会議が設置されている場合の代表)</p> <p>(3) 京都府河川課 1名</p> <p>(4) 大阪府河川室 1名(大阪府域での体制が整った時点から参加)</p> <p>(5) 京都市河川課 1名</p> <p>(6) 大阪市河川課 1名(大阪市域での体制が整った時点から参加)</p> <p>(7) 淀川河川事務所長 1名</p>	<p>&lt;第23条&gt;</p> <p>懇談会の構成は、「宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会」の構成を基本として設定しました。</p> <p>なお、河川レンジャー、センター河川レンジャー、淀川河川事務所占有調整課長・管理課長および運営会議が設置されている出張所長は、オブザーバーとして出席して頂きます。</p>
<p>(懇談会の組織)</p> <p>第24条 懇談会の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委託契約した運營業務受託者が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 座長は、会務を総理する。</p> <p>5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。</p> <p>6 前条第1号を除く委員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p>	<p>&lt;第24条&gt;</p> <p>懇談会は、淀川河川事務所管内における河川レンジャーについて検討を行うため、本来、管理責任者である事務所長による委員委嘱によって組織するものと考えています。</p> <p>しかし、事務所長からの委嘱は、委員への経費等の支払いに際して、別途、予算を確保する新たな手立てが必要となります。このため、事務所長が委託契約を行った運營業務受託者が事務所長に代わり、委員委嘱を行うこととしました。</p>
<p>(懇談会の運営)</p> <p>第25条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。</p> <p>3 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に淀川河川事務所ホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事内容を掲載するものとする。</p>	<p>&lt;第25条&gt;</p> <p>懇談会の開催は、一定の河川レンジャーの活動成果が得られる期間を考慮し、年2回以上で規定しました。</p> <p>&lt;第25条第2・3項&gt;</p> <p>河川レンジャーは、河川管理者と住民との連携・協働を日常的に構築するための役割が期待されており、この河川レンジャーを検討するにあたっては、より多くの人々から意見を得ることが特に重要であると考えます。このため、懇談会は公開で行い、事前の開催案内の周知・事後の議事内容の報告をホームページ等で行うこととしました。</p>

本文	解説																		
<p>( 懇談会の開催 )</p> <p>第 2 6 条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。</p> <p>2 事務所長は、原則として懇談会を開催する日の 2 週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務所長は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに各委員あてに発信しなければならない。</p>	<p>&lt; 第 2 6 条第 1 ・ 2 項 &gt;</p> <p>懇談会は、設置を行った事務所長が委員の招集を行うこととしました。</p> <p>&lt; 第 2 6 条第 3 項 &gt;</p> <p>懇談会において、河川レンジャーのあり方等に関する討議を十分に行って頂くため、懇談会資料を事前に発送し、懇談会では活動報告を行わないこととしました。</p>																		
<p>( 懇談会の事務局 )</p> <p>第 2 7 条 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。</p> <p>2 懇談会事務局は、淀川河川事務所占用調整課及び管理課並びに運營業務受託者とする。</p>	<p>&lt; 第 2 7 条 &gt;</p> <p>懇談会事務局は、第 1 6 条に規定した河川レンジャーの活動報告や第 2 8 条に規定した運営会議での討議結果等の資料とりまとめを行います。</p>																		
<p><b>第 4 章 河川レンジャー運営会議</b></p> <p>( 運営会議の役割 )</p> <p>第 2 8 条 運営会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を討議し、決定する。</p> <p>( 1 ) 運営会議に所属する河川レンジャーの活動計画及び活動報告</p> <p>( 2 ) 運営会議に所属する河川レンジャーに対する助言・意見・支援</p> <p>( 3 ) 懇談会への報告・提案内容</p> <p>( 4 ) 運営会議に所属する河川レンジャーの審議・任命・解任</p> <p>( 5 ) その他必要と認められる事項</p>	<p>&lt; 第 2 8 条 &gt;</p> <p>運営会議は、地域の特性に応じた河川レンジャーおよび活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的としています。</p>																		
<p>( 運営会議の構成 )</p> <p>第 2 9 条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。</p> <table border="0"> <tr> <td>( 1 ) 地元有識者</td> <td></td> <td>若干名</td> </tr> <tr> <td>( 2 ) 河川レンジャー</td> <td>該当河川レンジャー</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>( 団体の場合は代表者 )</td> </tr> <tr> <td>( 3 ) センター河川レンジャー</td> <td>該当センター河川レンジャー</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td>( 4 ) 沿川自治体</td> <td>各沿川自治体</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>( 5 ) 担当出張所長</td> <td></td> <td>1 名</td> </tr> </table>	( 1 ) 地元有識者		若干名	( 2 ) 河川レンジャー	該当河川レンジャー	全員			( 団体の場合は代表者 )	( 3 ) センター河川レンジャー	該当センター河川レンジャー	全員	( 4 ) 沿川自治体	各沿川自治体	1 名	( 5 ) 担当出張所長		1 名	<p>&lt; 第 2 9 条 &gt;</p> <p>運営会議は、出張所ごとに設置し、第 2 8 条に規定した役割を果たすため、河川レンジャーが活動する地域の情報や知識に詳しい人等で構成することとしました。</p>
( 1 ) 地元有識者		若干名																	
( 2 ) 河川レンジャー	該当河川レンジャー	全員																	
		( 団体の場合は代表者 )																	
( 3 ) センター河川レンジャー	該当センター河川レンジャー	全員																	
( 4 ) 沿川自治体	各沿川自治体	1 名																	
( 5 ) 担当出張所長		1 名																	

本文	解説
<p>( 運営会議の組織 )</p> <p>第 3 0 条 運営会議の委員は、前条各号に規定する委員の構成に基づいて、事務所長が委託契約した運營業務受託者が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 運営会議に代表者を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>4 代表者は、会務を総理する。</p> <p>5 代表者に事故がある時等は、代表者があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>6 前条第 4 号及び第 5 号の委員については、運営会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>7 運営会議は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>	<p>&lt; 第 3 0 条 &gt;</p> <p>運営会議は、淀川河川事務所管内における河川レンジャーについて検討を行うため、本来、管理責任者である事務所長による委員委嘱によって組織するものと考えています。</p> <p>しかし、事務所長からの委嘱は、委員への経費等の支払いに際して、別途、予算を確保する新たな手立てが必要となります。このため、事務所長が委託契約を行った運營業務受託者が事務所長に代わり、委員委嘱を行うこととしました。</p>
<p>( 運営会議の運営 )</p> <p>第 3 1 条 運営会議は、年 2 回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 運営会議の決定内容について、淀川河川事務所ホームページ等に掲載するものとする。</p>	<p>&lt; 第 3 1 条 &gt;</p> <p>運営会議の開催は、一定の河川レンジャーの活動成果が得られる期間を考慮し、年 2 回以上で規定しました。</p> <p>&lt; 第 3 1 条第 2 項 &gt;</p> <p>運営会議における討議内容および結果は、公開で行う懇談会において報告することから、運営会議は原則として非公開と考えていますが、第 4 回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、傍聴希望等があった場合の対応を考慮して、非公開の条文は設けませんでした。なお、決定事項については、ホームページ等で公開することとしました。</p>
<p>( 運営会議の開催 )</p> <p>第 3 2 条 運営会議の開催は、担当出張所長が招集する。</p> <p>2 担当出張所は、運営会議を開催するに当たっては、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した運営会議開催の通知をしなければならない。</p>	<p>&lt; 第 3 2 条 &gt;</p> <p>運営会議は、担当の出張所長が委員の招集を行うこととしました。</p>
<p>( 運営会議の事務局 )</p> <p>第 3 3 条 運営会議の運営のために運営会議事務局を置く。</p> <p>2 運営会議事務局は、担当出張所及び運營業務受託者とする。</p>	<p>&lt; 第 3 3 条 &gt;</p> <p>事務局は、第 1 6 条に規定した河川レンジャーの活動報告等の資料とりまとめや運営会議の運営に関する事項を行います。</p>
<p><b>第 5 章 河川レンジャー会議</b></p> <p>( 河川レンジャー会議の役割 )</p> <p>第 3 4 条 河川レンジャー会議は、淀川管内河川レンジャーとしてふさわしい活動を推進するために、次の各号に掲げる事項を討議する。</p> <p>( 1 ) 活動内容の確認</p> <p>( 2 ) 活動を進めていくうえでの問題点、課題及び経験等の意見交換</p> <p>( 3 ) その他必要と認められる事項</p>	<p>&lt; 第 3 4 条 &gt;</p> <p>河川レンジャー会議は、各運営会議に所属する河川レンジャー間の連携・交流を深め、河川レンジャーとしての認識と理解を深めるため、本条に掲げた事項について討議する機会を設けました。</p>

本文	解説
<p>(河川レンジャー会議の構成)</p> <p>第35条 河川レンジャー会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 河川レンジャー 全員(団体の場合は代表者)</p> <p>(2) センター河川レンジャー 全員</p> <p>(3) 淀川河川事務所占有調整課、管理課及び運営会議が設置されている出張所の担当職員</p>	<p>&lt;第35条&gt;</p> <p>河川レンジャー会議の構成は、第34条に規定した役割を果たすために、全ての河川レンジャーを対象として決めました。</p>
<p>(河川レンジャー会議の組織)</p> <p>第36条 河川レンジャー会議に座長を置き、センター河川レンジャーの中から、互選によりこれを定める。</p> <p>2 座長は、会務を総理する。</p> <p>3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する他のセンター河川レンジャーがその職務を代理する。ただし、他にセンター河川レンジャーがいないときは、河川レンジャーの中から指名するものとする。</p>	<p>&lt;第36条&gt;</p> <p>センター河川レンジャーは、第10条第3項に規定した活動内容を実践するため、河川レンジャー会議の座長を務めることとしました。</p>
<p>(河川レンジャー会議の運営)</p> <p>第37条 河川レンジャー会議は、必要に応じて随時開催する。</p>	<p>&lt;第37条&gt;</p> <p>河川レンジャー会議は、随時開催する会議であり、その結果は集約され、運営会議や公開で行う懇談会において報告することから、原則非公開と考えていますが、第4回宇治川周辺河川レンジャー検討懇談会での意見を踏まえ、傍聴希望等があった場合の対応を考慮して、非公開の条文は設けませんでした。</p>
<p>(河川レンジャー会議の開催)</p> <p>第38条 河川レンジャー会議の開催は、事務所長が招集する。</p> <p>2 河川レンジャー会議の招集をするに当たっては、事前に、他のセンター河川レンジャー、淀川河川事務所占有調整課及び管理課、並びに運營業務受託者と協議のうえ、行うものとする。</p>	<p>&lt;第38条&gt;</p> <p>河川レンジャー会議は、設置を行った事務所長が招集することとしました。</p> <p>&lt;第38条第2項&gt;</p> <p>招集にあたっては、河川レンジャー会議の構成員との調整が必要であることから、本項を設けました。</p>
<p><b>第6章 雑則</b></p> <p>(運営要領の変更)</p> <p>第39条 この運営要領を変更するときは、運営会議及び懇談会において変更内容を検討し懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。</p>	<p>&lt;第39条&gt;</p> <p>運営要領は、淀川管内全域における河川レンジャーの運営方法を示すものであり、その変更にあたっては、懇談会及び運営会議の検討を経たうえで行うこととしました。</p>
<p><b>附 則</b></p> <p>この要領は、平成16年12月10日から施行する。</p>	